

喫煙可能室の廃止・変更届出について

板橋区

喫煙可能室の届出後、以下の状況になった場合、届出が必要になります。

- 喫煙可能室設置の要件に該当しなくなったとき、飲食店・喫茶店の廃止 ⇒ 【2 廃止の届出】
- 届出した内容に変更が生じたとき ⇒ 【3 変更の届出】

1 喫煙可能室設置のための「4つの要件」

4つの要件をすべてを満たし、それぞれの書類を保管する必要があります

(1) 2020年4月1日現在で既に営業

【保管が必要な書類の例】
・営業許可書 等

(2) 客席面積部分の床面積が100㎡以下

【保管が必要な書類の例】
・客席面積が分かる店舗図面 等

(3) 個人または中小企業経営である (資本金額又は出資総額が5千万円以下)

【保管が必要な書類の例】
・資本金額や出資総額が記載された登記
・貸借対照表
・決算書
・企業パンフレット 等

(4) 従業員(※)を雇用していない

【保管が必要な書類の例】
・確定申告書
・同居の親族であることが分かる住民票 等

※従業員とは、労働基準法第9条に規定する労働者(正社員・契約社員・アルバイト・パート等)。同居の親族のみを使用する場合は除く。

2 廃止の届出について

「4つの要件」に該当しなくなったときや、飲食店・喫茶店を廃止する場合などは廃止の届出をお願いいたします

【廃止の届出が必要な例】

- ①屋内全面禁煙とした ②客席面積が100㎡を超えた ③従業員を雇用した
- ④個人または中小企業経営でなくなった ⑤飲食店・喫茶店の廃止(個人事業主の場合の相続人以外への継承・別法人への事業譲渡・災害や土地収用等以外での移転・建替・全面改装に伴うもの含む)

(1) 提出書類(2点ともご提出ください)

- ①喫煙可能室設置施設 廃止届出書
- ②喫煙可能室設置施設に関する自己チェックリスト【変更・廃止】

◆記入に当たってのご注意◆

前回届出の写や営業許可書をお手元にご準備ください。

(2) 提出書類及び記入例の配布

- ①板橋区ホームページからダウンロード
- ②受動喫煙防止相談窓口で配布(場所は下記をご参照ください)

板橋区
ホームページは
こちらから →



(3) 提出先及び提出方法

板橋区受動喫煙防止相談窓口へ
いずれかの方法でご提出ください。

- ①窓口受付(平日8時30分～17時)
- ②郵送受付(返信用封筒を同封してください)

※長形3号に返信先を記入し、84円切手を貼ったもの

◆板橋区受動喫煙防止相談窓口◆

〒173-8501
板橋区板橋2-66-1
板橋区役所本庁舎南館3階 健康推進課内
受動喫煙防止相談窓口 宛

3 変更の届出について ※変更内容が分かる添付書類が必要です

施設や管理権原者について変更があったときは、変更の届出をお願いいたします。

【変更の届出が**必要**な例】

- ①施設（飲食店・喫茶店）の名称や住所が変わった
- ②管理権原者の氏名、法人名、住所が変わった
- ③更新以外の理由で、営業許可書の営業許可番号と営業許可開始日が変わった

【変更の届出が**不要**な例】

- ①「4つの要件」が変更になったが、変更後も要件を満たしている
（資本金額が1千万円から2千万円になった、客席面積が80㎡から90㎡になった 等）
- ②更新により、営業許可書の営業許可番号と営業許可開始日が変わった
- ③従業員を雇用した ⇒ 変更の届出ではなく、「2 廃止の届出」が必要です

(1) 提出書類（3点ともご提出ください）

- ①喫煙可能室設置施設 変更届出書
- ②喫煙可能室設置施設に関する
自己チェックリスト【変更・廃止】
- ③変更内容が分かる添付書類（※）

◆記入に当たってのご注意◆

・前回届出の写や営業許可書をお手元にご準備ください。

・**変更内容が分かる添付書類が必要です。**

(※) 変更内容が分かる添付書類の例

- ・営業許可申請書の写し
- ・営業許可申請事項変更届の写し
- ・会社の概要（会社名、所在地、代表者等）が分かる登記、企業パンフレット 等

(2) 提出書類及び記入例の配布

- ①板橋区ホームページからダウンロード
- ②受動喫煙防止相談窓口で配布（場所は下記をご参照ください）

板橋区
ホームページは
こちらから →



(3) 提出先及び提出方法

板橋区受動喫煙防止相談窓口へ
いずれかの方法でご提出ください。

- ①窓口受付（平日8時30分～17時）
- ②郵送受付（返信用封筒を同封してください）

※長形3号に返信先を記入し、84円切手を貼ったもの

◆板橋区受動喫煙防止相談窓口◆

〒173-8501

板橋区板橋2-66-1

板橋区役所本庁舎南館3階 健康推進課内
受動喫煙防止相談窓口 宛

4 店頭標識の変更等について

お店の喫煙状況が変更になった場合には、店頭の標識も適切なものに変更してください。標識は都ホームページからダウンロードできます。都や板橋区の相談窓口でも配布しています（自作の標識も可です）。

5 お問い合わせ先

◆東京都受動喫煙防止相談窓口◆

0570-069690

- ・平日 9時～17時45分
- ・無料（通話料のみご負担ください）

◆板橋区受動喫煙防止相談窓口◆

板橋区役所本庁舎 南館3階21番窓口

03-3579-2707

- ・平日 8時30分～17時00分
- ・無料（通話料のみご負担ください）